公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| なにわ南府税事務所 | 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 58.64㎡ | 事務所及び会議室 | （注１）1,067,550円 | （注２）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | （注３）63.15㎡ | 執務室 | （注４）1,149,610円 | （注２）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 50.14㎡ | 執務室 | （注５）912,780円 | （注２）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | （注６）79.33㎡ | 執務室 | （注７）1,444,080円 | （注２）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 0.86㎡ | 清涼飲料水自動販売機設置 | 517,000円 | （注２）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |

（注１）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「1,017,060円」のまま放置されていた。（注２）公有財産台帳では、許可期間が「令和５年４月１日から令和６年３月31日まで」のまま放置されていた。（注３）公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「81.14㎡」のまま放置されていた。（注４）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「1,407,230円」のまま放置されていた。（注５）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「869,550円」のまま放置されていた。（注６）公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「61.34㎡」のまま放置されていた。（注７）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「1,063,810円」のまま放置されていた。また、行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 承認数量 | 目的 | 承認期間 |
| 建物 | 25㎡ | 少年サポートセンターにおける立ち直り支援 | （注８）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |

（注８）公有財産台帳では、承認期間が「令和５年４月１日から令和６年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月１日から令和７年１月31日まで）